

生駒市消防本部訓令甲第2号

生駒市患者等搬送事業認定等に関する要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

生駒市消防長 福田 一 仁

生駒市患者等搬送事業認定等に関する要綱を廃止する訓令

生駒市患者等搬送事業認定等に関する要綱（平成20年3月生駒市消防本部訓令甲第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。